



マイナンバーカードをつくろう!



本人確認のための身分証明書として使用できるほか、証明書のコンビニ取得、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、さまざまなサービスに利用いただけます。

まだマイナンバーカードをお持ちでない方に対してカードの申請に必要なマイナンバーカード交付申請書(QRコード付き)を地方公共団体情報システム機構(略称J-LIS)が順次送付しています。

※地方公共団体情報システム機構(略称J-LIS)とは、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。

【申請のしかた】

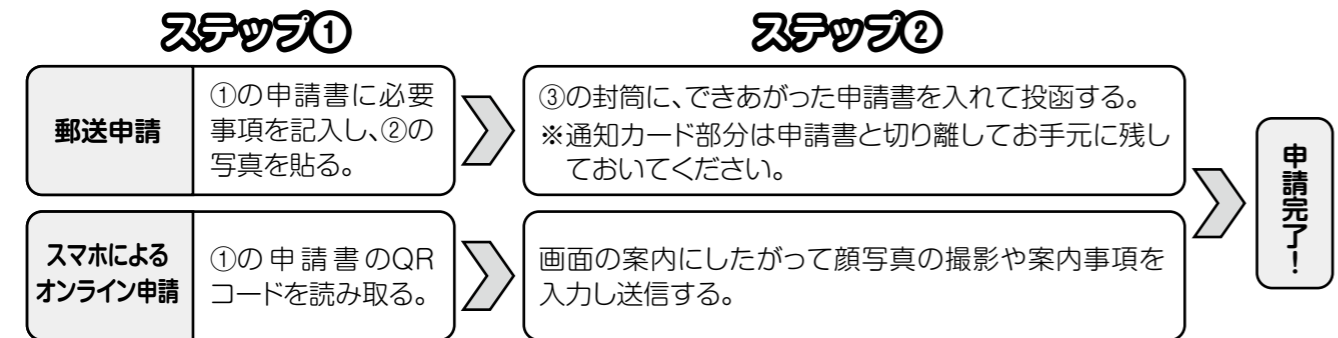
申請のしかたは4種類あります。今回は「郵送による申請」「スマートフォンによるオンライン申請」について紹介します。

事前に準備するもの

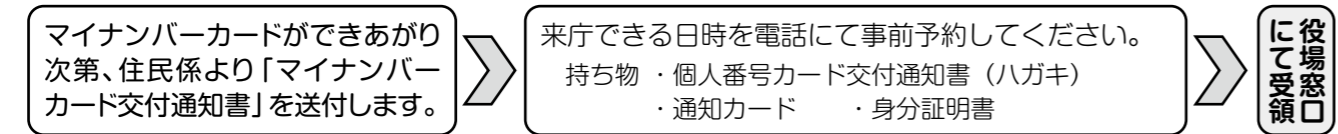
① 個人番号カード交付申請書 ※図1参照
 ② 顔写真(郵送申請の場合のみ) ※図2参照
 ③ 返信用封筒(郵送申請の場合のみ) ※図3参照
 ※①③は住民係(役場1階4番窓口)で再発行できます。

図1: 申請書と通知カードのイメージ。通知カードの「この部分が交付申請書です」という部分に注意。図2: 顔写真のイメージ。図3: 返信用封筒のイメージ。

図2の顔写真の条件:
 サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)
 ・最近6カ月以内に撮影
 ・正面、無帽、無背景のもの
 ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



【申請後の流れ】



○通知カードの廃止について

通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。「図1」で示した、通知カードの下の交付申請書をお持ちの方については、交付申請書に記載された氏名・住所等が住民票と一致する場合に限り、引き続き交付申請書を使用できます。

○町民課住民係(役場1階4番窓口)にて申請のお手伝いもしています

規定の顔写真※図2参照またはスマートフォンをお持ちの上、お越しください。

問い合わせ先 【カードの申請・交付について】町民課住民係(32)3114
【マイナポイントについて】企画財政課企画係(32)3112



マイナンバーカードの申請・交付については、平日の業務時間に加えて、隔週火曜日は午後5時30分から7時30分まで時間を延長して受け付けています。また、毎月最終土曜日は午前9時から正午まで休日窓口を開設しています。申請を希望される方は、町民課住民係までお越しください。なお、カードの交付については事前予約制となっておりますので、来庁前にご連絡をお願いします。

【開庁日】(役場東玄関からお入りいただき、役場1階4番窓口までお越しください)

	火曜日 (午後5時30分~7時30分)	土曜日 (午前9時~正午)
4月	13日・27日	24日
5月	11日・25日	29日
6月	8日・22日	26日
7月	13日・27日	24日
8月	10日・24日	28日
9月	14日・28日	25日
10月	12日・26日	30日
11月	9日・30日	27日
12月	7日・21日	25日
令和4年1月	11日・25日	29日
令和4年2月	8日・22日	26日
令和4年3月	8日・22日	26日

マイナポイントは **期間延長!**
2021年9月末まで!

2021年3月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です



「マイナポイント」とは、「マイナンバーカード」を取得した上で一定の手続きを行った人に付与されるポイントのことです。

好きなキャッシュレス決済サービスを選んでチャージまたは買い物をする、1人あたり最大5,000ポイントをもらうことができます(付与率25%)。

3つの方法・場所で申し込みができます!

【準備するもの】 ●ご自身で設定した数字4桁のパスワード ●決済サービスの情報 ●マイナンバーカード

1 マイナポイント手続スポット

お近くの手続スポットを探しましょう!



お住まいの市区町村窓口や、お近くの郵便局、コンビニ、スーパー、携帯ショップ、量販店、銀行等で手続を行うことができます。

※一部、対応していない市区町村や店舗もあります。

2 スマートフォン

24時間手続可能

マイナポイントアプリをダウンロード
マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は右のQRコードからご確認ください。



3 パソコン

24時間手続可能

マイナポイント予約・申込サイトを検索

マイナポイント予約・申込サイト

●「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。
●マイナンバーカードに対応したカードリーダーが必要です。



マイナンバーカード申請・交付窓口の
時間延長・休日開庁を実施してらます